第５期鹿島市障害福祉計画（素案）

（平成３０年度～平成３２年度）

鹿　島　市

鹿島市では、原則として人や人の状態を表す場合は「障がい」とひらがなで表記し、法律・条例等の用語または医学等の専門用語、公共機関などの正式名称は「障害」と漢字で表記しています。

目　次

１．障害福祉計画の位置づけ……1
（１）計画の位置づけ……1
（２）計画の期間……2
（３）第５期障害福祉計画の主な変更点……2
２．計画の基本理念……3
３．計画の目標……4
４．サービス提供見込量の推計及びサービス見込量確保のための方策……１０
（１）訪問系サービスの充実……１２
（２）日中活動系サービス[介護給付]の充実……１４
（３）日中活動系サービス[訓練等給付]の充実……１６
（４）居住系サービスの充実……１９
（５）計画相談の充実……２０
（６）障がい児支援提供体制の充実……２１
５．地域生活支援事業……２４
（１）事業の基本的考え方、内容……２４
（２）必須事業……２４
（３）任意事業……２７
６．市独自支援事業……２９
（１）事業の基本的考え方……２９
（２）事業の内容……２９
７．計画の推進体制……３１
（１）関係機関との連携……３１
（２）計画の進行管理体制……３１
資料編……３２
（１）用語集……３２
（２）障害者総合支援法、児童福祉法（抜粋）……３７
（３）身体・知的・精神障がい者　手帳所持者数……４０
（４）鹿島市内の障がい福祉サービス事業所数……４１
（５）第５期鹿島市障害福祉計画策定経過……４２

１．障害福祉計画の位置づけ

（１）計画の位置づけ

「障害福祉計画」は、障害者基本法の基本的理念にのっとり、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成１７年法律第１２３号。以下「障害者総合支援法」という。）に定めるサービスを都道府県・市町村が計画的に整備するため、３年を１期とした策定が義務付けられています。

「鹿島市障害福祉計画」は、障害者総合支援法第８８条（P37 参照）に規定する「市町村障害福祉計画」として策定するもので、国の基本指針（**注１**）に即して本市の障害福祉サービスや地域生活支援事業について数値目標、確保すべきサービス量、確保のための方策を定めるものです。

また、この計画では障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制についての方策も併せて定め、児童福祉法（P38 参照）（昭和２２年法律第１６４号）第３３条の２０に規定する「市町村障害児福祉計画」の内容を包含するものです。

（**注１**）平成１８年厚生労働省告示第３９５号：障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成２９年厚生労働省告示第１１６号で一部改正）

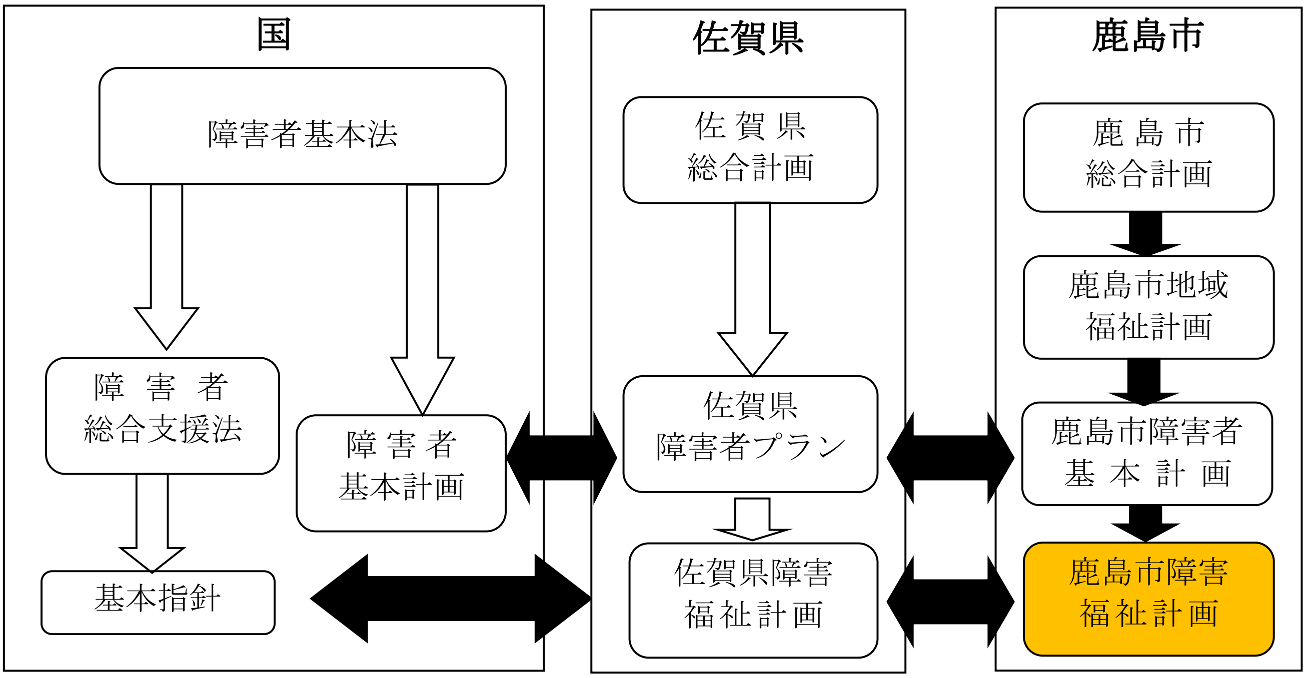

（２）計画の期間

第５期鹿島市障害福祉計画（以下、「本計画」という）は、第六次鹿島市総合計画（平成２８年度～３２年度）や関連計画をふまえ、また第４期計画を見直した上で平成３０年度から平成３２年度までを計画期間として策定します。

平成 18～20 年度	平成 21～23 年度	平成 24～26 年度	平成 27～29 年度	平成 30～32 年度
第１期計画期間	第２期計画期間	第３期計画期間	第４期計画期間	第５期計画期間

（３）第５期障害福祉計画の主な相違点

第４期鹿島市障害福祉計画と第５期鹿島市障害福祉計画との主な相違点は以下のとおりです。

1　基本理念に「地域共生社会の実現に向けた取組」、「障がい児の健やかな育成のための発達支援」を追加（P3 参照）

2　精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場の設置に関する目標を追加（P5 参照）

3　障がい児支援の提供体制の整備等を目標に追加　（P9 参照）

4　市独自支援事業に自殺対策強化事業を追加　（P30 参照）

２．計画の基本理念

本市では、次の基本的理念に基づいて障害福祉計画を定め、今後の施策を推進していきます。

基本理念

障がい者の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がい者が自らその居住する場所等を決定し､障害福祉サービスその他の支援を受けながら、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本とします。

障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

市は、サービス提供の実施主体として､障害福祉サービス対象者（身体障がい者（P32 参照）、知的障がい者（P33 参照）、精神障がい者（P33 参照）、難病患者（P33 参照）、障がい児等）に対するサービス提供体制の充実を図ります。

地域生活移行や就労支援等のサービス提供体制の整備

地域生活への移行や就労支援といった課題に対応した利用者本位の障害福祉サービス等の提供体制の整備を進めます。

地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が､地域､暮らし､生きがいをともに創り高め合うことができる地域共生社会の実現を図ります。

障がい児の健やかな育成のための発達支援

障害種別にかかわらず､質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援の関係機関が連携し、切れ目ない一貫した支援の提供体制の充実を図ります。

３．計画の目標

サービス提供体制の整備の基本的考え方を踏まえ、次の５つの目標の達成を目指し、重点的にサービス体系の整備を行います。

《目標１》　福祉施設入所者の地域生活への移行

福祉施設から地域生活への移行を支援するため、希望する福祉施設入所者に対し地域生活を始めるための生活訓練等のサービスを提供します。

現在施設に入所している方を地域生活に移行する人の数値目標については、平成２８年度末現在の施設入所者数の９％以上を基本とします。また、施設入所者数の全体の数値目標については、平成２８年度末現在の数値から２％以上削減することを基本とします。目標値についてはこれまでの実績及び地域の実情を踏まえていきます。平成３２年度末において平成２８年度末現在福祉施設に入所している障がい者のうち、５人以上の方が地域生活に移行することを目指します。

■ 入所施設の入所者の地域生活への移行

<table>
<tr><th colspan="3">項　　目</th><th>数　　値</th></tr>
<tr><td colspan="3">【基礎数値】平成２５年度末現在の入所者数</td><td>５５人</td></tr>
<tr><td rowspan="4">第4期福祉計画</td><td colspan="2">【目標値】平成２９年度末の入所者数</td><td>５２人</td></tr>
<tr><td></td><td>【目標達成状況】平成２９年度末の入所者数（見込）</td><td>５１人</td></tr>
<tr><td colspan="2">【目標値】地域生活移行数</td><td>８人</td></tr>
<tr><td></td><td>【目標達成状況】平成２９年１０月までの地域生活移行数</td><td>１人</td></tr>
<tr><td colspan="3">【基礎数値】平成２８年度末現在の入所者数</td><td>５１人</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第5期福祉計画</td><td colspan="2">【目標値】平成３２年度末の入所者数</td><td>４９人</td></tr>
<tr><td colspan="2">【目標値】地域生活移行数（平成２９～３２年度の合計）</td><td>５人</td></tr>
</table>

※ 基礎数値は、国の指針により平成２８年度末現在の入所者数を使用。
※ 地域生活移行数とは、施設入所からグループホーム、ケアホーム等へ移行した数。

《目標２》入院中の精神障がい者の地域生活への移行

入院中の精神障がい者の地域生活への移行の目標数値は、国の指針により都道府県の障害福祉計画で設定することとなっており、その目標値は次のようになっています。また本計画ではその目標値を踏まえて障害福祉サービス等の必要な量を定めます。

◎　入院後３ヶ月時点の退院率　　６９％

◎　入院後６ヶ月時点の退院率　　８４％

◎　入院後１年時点の退院率　　　９０％

また、国の指針では精神障がい者の地域生活への移行を推進するために精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指しており、市においても保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置し、重層的な連携による支援体制の構築を図ります。（P6 図参照）

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）

○精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療（精神科医療・一般医療）、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合いが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要がある。

○このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、一般医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。

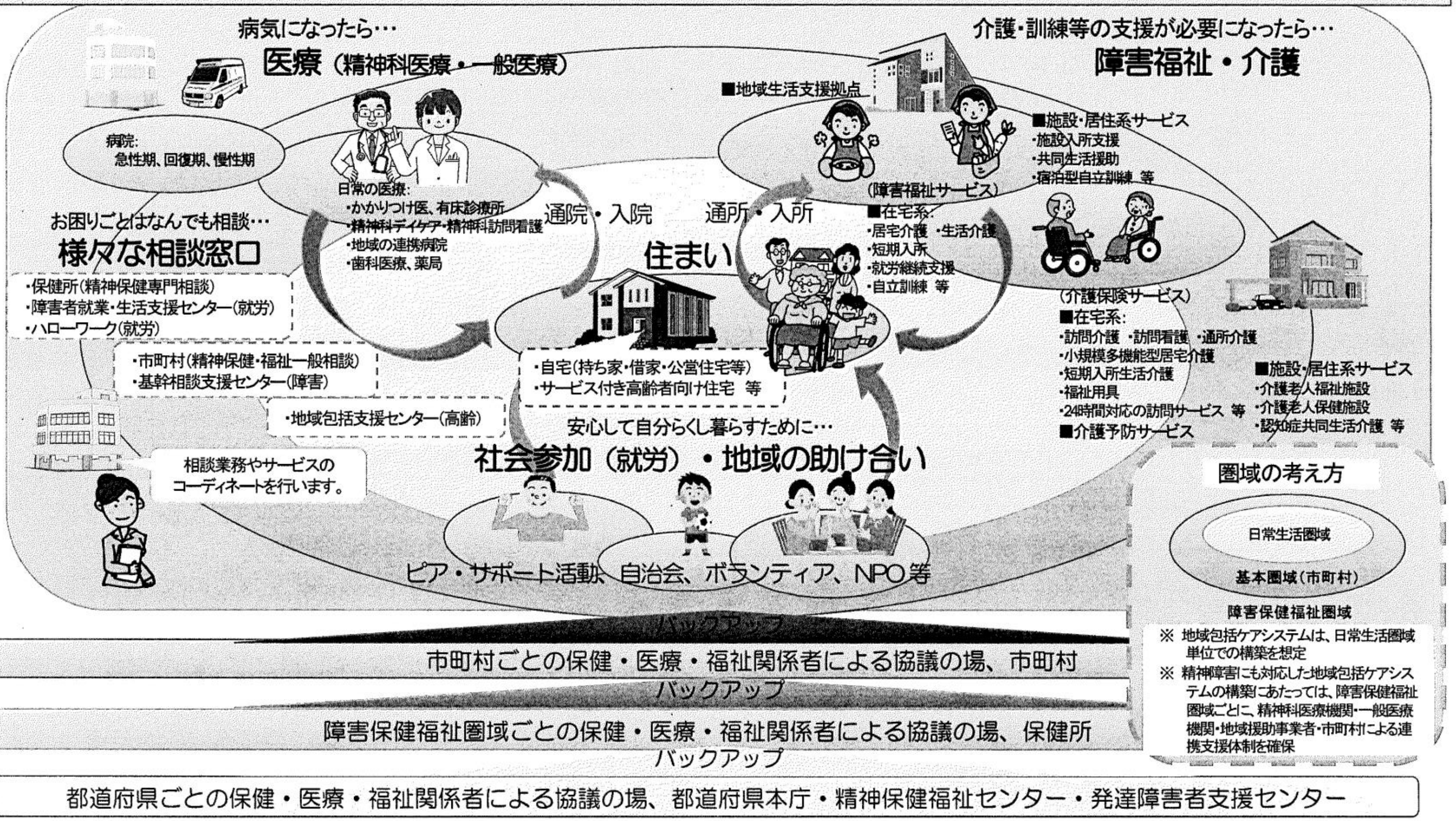

（厚生労働省資料）

《目標３》 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労に移行する障がい者数の目標を、平成２８年度の実績の１．５倍とし、平成３２年度中に５人が就労移行することを目指します。

公共職業安定所（P32 参照）や障害者就業・生活支援センター（P33 参照）と協力しながら、障がい者の就職前後の悩みに関する相談等を受け付け、職場環境の改善と職場定着支援を行うとともに、ジョブコーチ制度（P33 参照）や就労移行支援サービスを活用しながら、職場定着率を高めていきます。また、一般企業に対して障がい者の特性や雇用方法などについて啓発を行い、理解を深めてもらうことで、一般企業への障がい者の就労促進及び受け入れを推進していきます。

＜ 就労移行支援事業の利用者数 ＞

・平成３２年度末における就労移行支援事業所の利用者数が、平成２８年度末から２割以上増加することを目指します。

・平成３２年度末において、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が３割以上の事業所を全体の５割以上とすることを目指します。

■ 福祉施設利用者の一般就労への移行

	項　目	数　値
【基礎数値】平成２４年度の年間一般就労移行者数		２人
第４期障害福祉計画	【目標値】平成２９年度の 〃	５人
	【目標達成状況】平成２９年度の 〃 （見込）	３人
【基礎数値】平成２８年度の年間一般就労移行者数		３人
第５期障害福祉計画	【目標値】平成３２年度の 〃	５人
	【現状】平成２９年度の 〃 （見込）〔再掲〕	３人

※ 福祉施設の範囲は、就労移行支援事業、就労継続支援事業Ａ型・Ｂ型、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）。

※ 就労移行率とは、ある年度４月１日時点の就労移行支援事業の利用者数のうち、当該年度中に一般就労へ移行した者の割合。

《目標４》　地域生活支援拠点等の充実

相談や体験の機会・場、緊急時の受入・対応など、地域における障がい者の生活支援のために求められる機能を集約した拠点（以下「地域生活支援拠点」という）または拠点の整備ではなく地域における複数の機関が分担して機能を担う体制（以下「面的な体制」という）の整備について、杵藤地区自立支援協議会で検討し、鹿島市又は杵藤地区圏域に１ヶ所以上の拠点の整備・充実を推進します。

■　地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点または面的な体制をいう。以下同じ）の整備

項　　目	数　　値
【基礎数値】平成２８年度末までの地域生活支援拠点等の数	０ヶ所
【目　標　値】平成３２年度末までの地域生活支援拠点等の数	１ヶ所

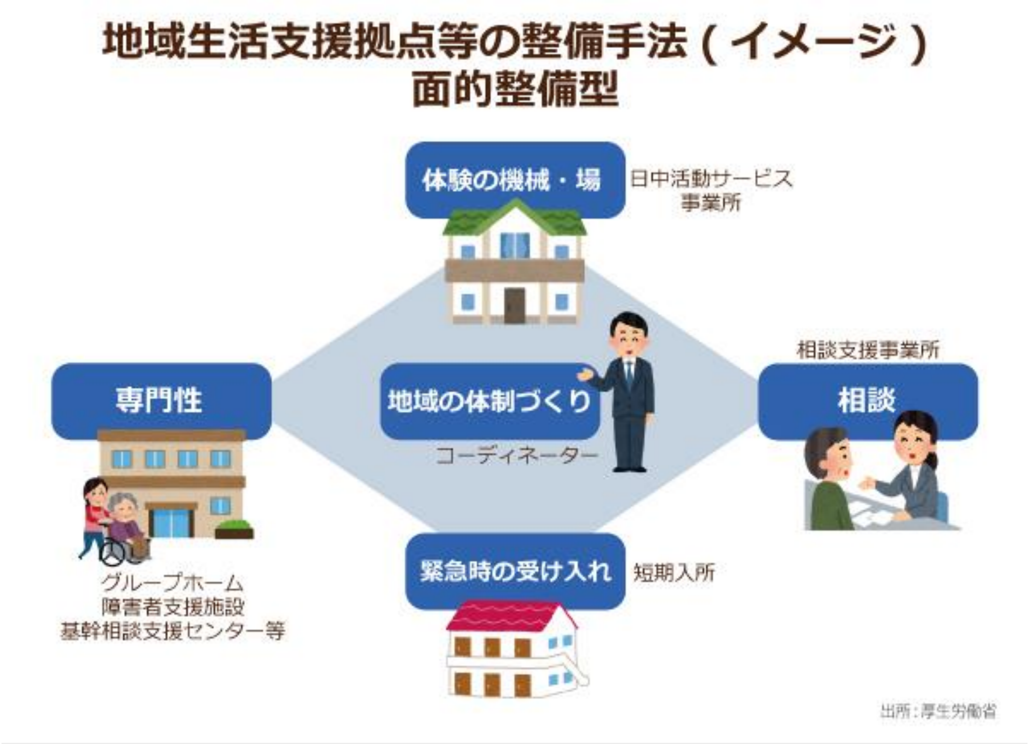

（厚生労働省資料）

《目標５》　障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児やその家族への通所支援を行うとともに、その専門機能を活かして地域の障がい児や家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を行うなど、地域の中核的な療育支援施設である「児童発達支援センター」の整備について杵藤地区圏域で協議を行い、鹿島市又は杵藤地区圏域に１箇所以上の拠点の整備を推進します。

また、医療的ケアが必要な重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を鹿島市又は杵藤地区圏域に１箇所以上確保するよう推進するとともに適切な支援がうけられるよう保健・医療・障害福祉、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置を図ります。

■ 児童発達支援センターの整備

（括弧内は杵藤地区圏内での箇所数）

項　　目	数　　値
【基礎数値】平成２８年度末までの児童発達支援センターの数	０箇所 （１箇所）
【目　標　値】平成３２年度末までの児童発達支援センターの数	１箇所 （２箇所）

■ 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス

（括弧内は杵藤地区圏内での箇所数）

項　　目	数　　値
【基礎数値】平成２８年度末までの児童発達支援事業所等の数	０箇所 （１箇所）
【目　標　値】平成３２年度末までの児童発達支援事業所等の数	１箇所 （２箇所）

■ 重症心身障害児の適切な支援についての協議会等

項　　目	数　　値
【基礎数値】平成２８年度末までの協議会等の数	０箇所
【目　標　値】平成３２年度末までの協議会等の数	１箇所

４．サービス提供見込量の推計及び
　　サービス提供見込量確保のための方策

平成３２年度までのサービス提供体制整備についての基本的考え方は以下のとおりです。

必要な訪問系サービスを障がいの区別なく充実させます

障がい者が地域で生活していくために必要な訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援の各サービス）については、障がいの種別にかかわり無く、サービスを充実させます。また、今後想定されるニーズの増加に対応できるサービス提供体制の充実とサービスの質の向上を図ります。

希望する障がい者に対する日中活動系サービスを充実させます

希望する障がい者に対する日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所）を充実します。

グループホーム等や地域生活支援拠点等の充実を図ります

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、福祉施設入所や病院への入院から地域生活への移行を進めます。また地域生活支援の機能を強化するため地域生活支援拠点等の充実を図るための検討をしていきます。

福祉施設から一般就労への移行等を推進します

就労移行支援事業等の推進により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行を進めます。

計画相談の提供体制を充実させます

福祉に関する様々な問題について障がい者等からの相談に応じる体制の整備やサービス等利用計画の作成を含めた相談支援を行う事業所等との連携強化、個別事例における専門的なケースが発生した場合の支援等を行える体制を充実します。

障がい児支援の提供体制を充実させます

障がい児やその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫して効果的な支援を身近な場所で提供する体制が構築できるよう障害児通所支援サービス等を充実します。

（１）訪問系サービスの充実（方策①）

居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援は、日常生活上の介助等を行うサービスです。障がい者が必要な介助を受けながら在宅で生活し続けることができるよう、サービスの提供に努めます。

【障害福祉サービス提供量の実績及び見込】

サービス名	２７年度（実績）	２８年度（実績）	２９年度（見込）	３０年度（見込）	３１年度（見込）	３２年度（見込）
居宅介護	３３人	３４人	３０人	３２人	３３人	３５人
自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います	455 時間分	404 時間分	350 時間分	380 時間分	392 時間分	416 時間分
重度訪問介護	３人	３人	３人	３人	３人	４人
重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います	15 時間分	13 時間分	27 時間分	27 時間分	27 時間分	36 時間分
同行援護	０人	１人	３人	３人	３人	４人
視覚障がい者の外出時に必要な支援を同行して行います	0 時間分	1 時間分	30 時間分	30 時間分	30 時間分	40 時間分
行動援護	６人	５人	５人	５人	５人	６人
自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います	49 時間分	47 時間分	49 時間分	49 時間分	49 時間分	58 時間分
重度障害者等包括支援	０人	０人	０人	０人	０人	１人
介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います	0 時間分	0 時間分	0 時間分	0 時間分	0 時間分	12 時間分
自立生活援助	－	－	－	１人	１人	１人
一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。（平成３０年度創設）	－	－	－	5 時間分	5 時間分	5 時間分

※人：実利用人数　　　時間分：ひと月当たりの総利用時間

【サービス提供体制確保のための方策】

サービス	サービス概要	サービス整備方針
居宅介護	ホームヘルプサービスを提供します。	在宅の障がい者と家族のため、サービス提供の時間帯の拡大など需要に対応したサービスの提供に努めます。
重度訪問介護	居宅における入浴、排泄または食事の介護、外出における移動の介護を総合的に提供します。	重度の肢体不自由者であって、常時介護を要する障がい者が対象になるため、事業者や派遣員の確保に努めます。
同行援護	外出時に同行し、必要となる排泄、食事等の援護、その他必要な支援を行います。	移動に著しく困難を有する視覚障がい者であって、外出時援護を要する方に対応したサービスの提供に努めます。
行動援護	外出及び外出の前後に行動障害因子からの回避等の予防的対応、自傷・他害等に関する制御的対応、身体介護的対応を行います。	知的障がい者、または精神障がい者で行動上著しく困難を有する障がい者であって、常時介護を要する方に対応したサービスの提供に努めます。
重度障害者等包括支援	個別支援計画に基づき、居宅介護その他の障害福祉サービスを包括的に提供します。	在宅の重度の障がい者が通所して入浴・給食・日常動作訓練などのサービスを受けられるよう、通所施設の確保と充実に努めます。
自立生活援助	一人暮らしを始める方などに定期的な巡回や随時の電話相談などで食事や掃除、公共料金の支払い、地域社会との問題がないかなど様々な相談に応じ、必要な連絡調整を行います。	施設や医療機関から地域社会で一人暮らしを始めるにあたり、不安を軽減するようサービス提供できる事業者の確保に努めます。

（２）日中活動系サービス[介護給付]の充実（方策②）

常時介護を必要とする重度の障がい者が、日中、必要な介助を受けながら安心して生活できるよう「生活介護」や「療養介護」等のサービスを提供します。

また、家族等の休息や就労、緊急時のための支援として障がい児者へ「短期入所」を提供します。

【障害福祉サービス提供量の実績及び見込】

サービス名	２７年度（実績）	２８年度（実績）	２９年度（見込）	３０年度（見込）	３１年度（見込）	３２年度（見込）
生活介護 常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します	７６人 1,530 人日分	７９人 1,550 人日分	８３人 1,670 人日分	８３人 1,670 人日分	８４人 1,688 人日分	８４人 1,688 人日分
療養介護 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います	１２人	１２人	１４人	１４人	１４人	１４人
短期入所 自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います	１８人 42 人日分	１９人 61 人日分	２０人 55 人日分	２１人 58 人日分	２２人 61 人日分	２３人 64 人日分

※人：実利用人数　　　人日分：ひと月当たりの総利用日数

【サービス提供体制確保のための方策】

サービス	サービス概要	サービス整備方針
生活介護	常時介護を要する障がい者であって、主として昼間において、障害者支援施設等において行われる入浴、排泄または食事の介護、創作的活動または生産活動の機会の支援を行います。	常時介護が必要な障がい者であって、障害支援区分（P33 参照）が 3 以上の方（併せて施設入所を利用する方は区分 4 以上）、年齢が 50 歳以上で障害支援区分が 2 以上の方（併せて施設入所を利用する方は区分 3 以上）等に対応したサービスの提供に努めます。
療養介護	医療を要する障がい者であって、常時介護を必要とし、主として昼間において病院等において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話の支援を行います。	医療及び常時介護を必要とする障がい者のうち、長期の入院による医療的ケアを要する方に対応したサービスの提供に努めます。
短期入所	短期間入所し、入浴、排泄または食事等の介護や日常生活上の支援をします。	在宅の障がい者に対し必要に応じたサービスを提供できるよう、入所施設を確保整備していきます。

（３）日中活動系サービス［訓練等給付］の充実（方策②④）

障がい者が自立して生活するために必要な訓練や、就労のための訓練等の日中のサービスを提供します。

【障害福祉サービス提供量の実績及び見込】

サービス名	２７年度（実績）	２８年度（実績）	２９年度（見込）	３０年度（見込）	３１年度（見込）	３２年度（見込）
自立訓練（機能訓練） 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います	０人 0 人日分	０人 0 人日分	０人 0 人日分	１人 20 人日分	１人 20 人日分	１人 20 人日分
自立訓練（生活訓練） 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います	１人 19 人日分	１人 12 人日分	１人 17 人日分	２人 34 人日分	２人 34 人日分	２人 34 人日分
就労移行支援 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います	１２人 79 人日分	２１人 119 人日分	１６人 98 人日分	１８人 110 人日分	２０人 122 人日分	２２人 135 人日分
就労継続支援Ａ型（雇　用） 一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います	３５人 624 人日分	３５人 633 人日分	３６人 667 人日分	３６人 625 人日分	３７人 642 人日分	３８人 659 人日分
就労継続支援Ｂ型（非雇用） 一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います	９６人 1,515 人日分	８９人 1,472 人日分	９１人 1,480 人日分	９３人 1,488 人日分	９５人 1,520 人日分	９７人 1,552 人日分
就労定着支援 就労移行支援等から一般就労に移行する障害者が就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行う （平成３０年度創設）	― ―	― ―	― ―	1 人 5 人日分	1 人 5 人日分	2 人 10 人日分

※人：実利用人数　　　人日分：ひと月当たりの総利用日数

【サービス提供体制確保のための方策】

サービス	サービス概要	サービス整備方針
自立訓練 （機能訓練）	身体障がい者を対象とした、理学療法（P36 参照）や作業療法（P32 参照）等の身体的リハビリテーション（P36 参照）や歩行訓練、コミュニケーション、家事等の訓練を行います。	地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持向上を図るため、一定の支援が必要な身体障がい者等を対象とし、支援します。
自立訓練 （生活訓練）	知的障がい者・精神障がい者を対象とした食事や家事等の日常生活能力向上のための支援を行います。	地域生活を営む上で生活能力の維持・向上を図るため、一定の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者を対象とし支援します。
就労移行支援	企業等への就職または在宅での就労・企業を希望する 65 歳未満の障がい者に対し、一定期間にわたり、事業所内や企業における生産活動等の機会を通じて就労に必要な知識・能力の向上に必要な訓練を行います。	一般就労を希望し、知識、能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性にあった職場への就労が見込まれる方（65 歳未満）を対象とし、企業等への就労や技術を取得し、就労を希望する方などを支援します。
就労継続支援 （Ａ型）	①就労移行支援事業を利用しても企業等の雇用に結びつかなかった方 ②特別支援学校（P32 参照）の卒業後就職活動を行っても企業等の雇用に結びつかなかった方 ③就労経験があるが、現に雇用関係の状態に無い方 上記の①～③で 65 歳未満の障がい者に対し、事業所との雇用契約に基づく生産活動等の機会を通じて就労に必要な知識・能力向上に必要な訓練を行います。	就労機会の提供を通じ、生産活動に係る知識及び能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な方（65 歳未満）を支援します。

サービス	サービス概要	サービス整備方針
就労継続支援（B型）	①企業等や就労継続支援事業（A型）での就労経験を持つものの年齢や体力の面で雇用されることが困難になった方 ②就労移行支援事業を利用しても企業等や就労継続支援事業（A型）の雇用に結びつかなかった方 ③　①②に該当しないものの50歳に達している方、または障害基礎年金１級受給の方等に対し、雇用契約は結ばずに生産活動等の機会を提供します。	就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった障がい者や、一定年齢に達している障がい者などであって、就労の機会を通じ、生産活動に係る知識及び能力の向上や維持が期待される方等について支援します。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方へ障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施	就労移行支援等から一般就労への移行された方を対象とし、企業・自宅等への訪問や障害者の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援できる事業者の確保に努めます。

（４）居住系サービスの充実（方策③）

障がい者の自宅以外の生活の場として、入所施設やグループホームの確保に努めます。

【障害福祉サービス提供量の実績及び見込】

サービス名	２７年度（実績）	２８年度（実績）	２９年度（見込）	３０年度（見込）	３１年度（見込）	３２年度（見込）
共同生活援助（グループホーム） 夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います	５５人	５７人	５８人	５９人	６０人	６１人
施設入所支援 施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います	５０人	５１人	５１人	５１人	５０人	４９人

※人：ひと月当たりの利用人数（実利用人数）

【サービス提供体制確保のための方策】

サービス	サービス概要	サービス整備方針
共同生活援助（グループホーム）	共同生活援助は、日中は就労や生活訓練、就労移行支援等の通所事業を利用する障がい者を対象に、日常生活上の世話等を行います。	地域移行が進む中で、見込まれる需要増加に対応できるよう、その取組みを支援します。
施設入所支援	入所施設で夜間における入浴、排泄等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。	広域で調整しながら、障がい者の要望に対応できるよう、事業者と連携を図りながら居住施設の確保に努めます。

（５）計画相談の充実（方策⑤）

「計画相談支援」は、障害福祉サービスを利用するすべての障がい者を対象に、利用者の状態や希望を勘案して、連続性と一貫性を持ったサービスが提供できるようサービス等利用計画を作成するものです。

「地域相談支援」は、障害者支援施設等に入所している人や精神科病院に入院している人などが住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行う「地域移行支援」と、自宅で単身生活する人などに常に連絡体制を確保し、障がいが原因となって生じた緊急の事態等の場合に相談、緊急訪問を行う「地域定着支援」があります。「地域相談支援」は、障害者支援施設等又は精神科病院から地域生活へ移行した後の地域への定着はもとより、現に地域で生活している障がい者等がそのまま住み慣れた地域で生活できるようにするため、地域移行と併せて、地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実を図るために実施するものです。

【障害福祉サービス提供量の見込】

サービス名	２７年度（実績）	２８年度（実績）	２９年度（見込）	３０年度（見込）	３１年度（見込）	３２年度（見込）
計画相談支援	31人	37人	38人	38人	39人	40人
地域相談支援						
地域移行支援	0人	0人	0人	1人	2人	2人
地域定着支援	0人	0人	0人	1人	2人	2人

※人：ひと月当たりの利用人数（実利用人数）

【サービス提供体制確保のための方策】

相談支援事業については､福祉に関する様々な問題について障がい者等からの相談に応じる体制の整備に加え､サービス等利用計画の作成に含めた相談を行う人材の育成支援、専門的な個別事例が発生した場合の関係機関の連携の強化を行います｡また､相談支援事業を効果的に実施するため、保健・医療関係者、雇用関係機関、障がい者団体、学識経験者等の関連する分野の関係者からなる杵藤地区自立支援協議会に参加し、ネットワークの構築や障がい者等の支援の体制整備を図り、市相談窓口や地域相談事業者を中心とした障がい者の地域移行・地域定着を積極的に推進いたします。

（６）障がい児支援提供体制の充実（方策⑥）

障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援を提供できる場として、障害児通所支援等（児童発達支援や放課後等デイサービス等）の確保に努めます。

【障害児通所支援提供量の実績及び見込】

サービス名	２７年度（実績）	２８年度（実績）	２９年度（見込）	３０年度（見込）	３１年度（見込）	３２年度（見込）
児童発達支援 小学校就学前の障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。	２２人 71 人日分	２９人 55 人日分	３１人 84 人日分	３３人 89 人日分	３５人 95 人日分	３７人 100 人日分
医療型児童発達支援 上肢、下肢又は体幹の機能の障がいがある児童に、上記の児童発達支援に加えて治療を行います。	０人 0 人日分	０人 0 人日分	０人 0 人日分	０人 0 人日分	０人 0 人日分	１人 5 人日分
放課後等デイサービス 学校（幼稚園、大学を除く）に就学している障がい児に、授業の終了後又は休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他の便宜の供与を行います。	２１人 240 人日分	３５人 443 人日分	４１人 491 人日分	４７人 563 人日分	５３人 634 人日分	５９人 706 人日分
保育所等訪問支援 障がい児が通う保育所や幼稚園、小学校などを訪問し、保育所などにおける障がい児以外の児童との集団生活への適応のために、障がい児本人への訓練又は保育所の保育士、幼稚園・小学校などの教諭に対する支援方法の指導等を行います。	０人 0 人日分	０人 0 人日分	０人 0 人日分	０人 0 人日分	０人 0 人日分	１人 5 人日分
障害児相談支援 障がい児の自立した生活を支え、障がい児の抱える課題の解決や適切なサービス利用利用に向けてサービス等利用計画を作成するとともに、各種サービス等の利用状況の検証や計画の見直しを行います。	２人 1 人日分	３人 1 人日分	２０人 2 人日分	２５人 4 人日分	３０人 4 人日分	３５人 4 人日分

※人：実利用人数　　　人日分：ひと月当たりの総利用日数

【サービス提供体制確保のための方策】

サービス	サービス概要	サービス整備方針
児童発達支援	日常生活での基本的な動作の指導、知識技能の習得、集団生活への適応訓練を行います。	市が行う乳幼児健診等で療育の必要性があると認められた児童や保育所や幼稚園に在籍しているが併せて指定児童発達支援事業所で専門的な療育（P36 参照）・訓練を受ける必要があると認められた児童を対象とし、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を支援します。
医療型児童発達支援	肢体不自由（上肢、下肢又は体幹の機能障害）の児童が指定医療機関などに通いながら児童発達支援や治療を行います。	肢体不自由があり理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児を対象とし支援します。
放課後等デイサービス	学校（幼稚園、大学を除く）に就学し、授業終了後や休業日に、生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流促進などを行います。	学校に就学しており授業終了後や休業日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、社会生活で必要な訓練等を受ける障がい児を対象として支援します。
保育所等訪問支援	障がい児が通う保育所等に訪問し、その施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のために専門的な支援などを行います。	保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校（P34 参照）、認定子ども園その他児童が集団生活を営む施設に通う障がい児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障がい児を対象として支援します。
障害児相談支援	障がい児のあらゆる状況や保護者のサービス利用に関する意向等を勘案して利用するサービスの種類や内容等を定めた計画を作成します。	障がい児の心身の状況や置かれている環境、当該障がい児又は保護者のサービス利用に関する移行その他の事情を勘案して行う「障害児支援利用援助」やその期間中、利用援助が適切であるかモニタリング（P35 参照）を行いサービスの利用状況等を

		検証する「継続障害児支援利用援助」を行う方について支援します。

５．地域生活支援事業

（１）事業の基本的考え方、内容

障がい者がその有する能力及び適性に応じて、自立した日常生活、社会生活を営むことができるように、障害者総合支援法に基づいた地域生活支援事業を実施します。

（２）必須事業

理解促進研修・啓発事業

障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁（P32 参照）」を除去するために、障がい者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより共生社会の実現を図る事業です。

障がい等のある方への理解を深めるために、地域社会の住民に対して、研修や啓発活動を実施するよう努めます。

自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図る事業です。

本人やその家族、地域住民が実施する情報交換ができる交流会（ピアサポート（P35 参照））、地域での災害対策活動、孤立防止活動（地域で障がいのある人が孤立することがないように見守る活動）、社会活動支援（障がい者の自立のための社会に働きかける活動）、障がいのある人へのボランティア活動など、障がい者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対して支援します。

相談支援事業

障がい者や障がい児の保護者、障がい者の介護を行う方等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにする事業です。

障がいのある人、その保護者、支援提供者などからの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護などのために必要な援助を行うため、また保健師、社会福祉士等の専門的職員を配置し相談支援機能を強化することに努めます。

成年後見制度利用支援事業

成年後見制度（P33 参照）を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障がい者の権利擁護を図ることを目的とする事業です。

障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする知的障がい者又は精神障がい者であり後見人等の報酬等必要となる経費の一部について、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる方を支援します。

成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人の確保できる体制の整備や市民後見人（P32 参照）の活用を含めた法人後見の活動支援により障がい者の権利擁護を図ることを目的とする事業です。

権利擁護を図るために、成年後見制度における業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するように努めます。

意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚などの障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通の円滑化を図ることを目的とする事業です。

手話通訳者（P32 参照）や要約筆記者を派遣する事業などを実施し、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等とその他の者のコミュニケーションの円滑化に努めます。

日常生活用具給付等事業

障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的する事業です。

日常生活用具を必要とする身体、知的、精神に障がいのある人や難病患者などに対し、サービス

事業者と連携しながら、適正な用具を必要とするとき、迅速に給付・貸与が受けられるように努めます。

手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話を行うのに必要な手話語い及び手話表現技術を取得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする事業です。

聴覚障がい者等との交流活動の促進、市町の広報活動等の支援者として期待される、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員（P32 参照）の養成に努めます。

移動支援事業

社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出に移動の支援の必要がある障がい者等に、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加の促進を図る事業です。

個々の障がい者等のニーズや状況に応じ外出時の付き添い等の事業を行い、地域での自立生活や社会参加を積極的に促進します。

地域活動支援センター事業

在宅の障がい者に対し、創作的活動、生産活動、社会との交流の促進等の事業を行うことにより、障がい者及びその家族の地域における生活を支援し、在宅の障がい者の自立及び社会参加の促進を図る事業です。

地域活動支援センターを通じて、創作的活動又は生産活動の機会の確保充実に努め、障がい者が住み慣れた地域の中で安心して生活を送ることができるよう支援します。

（３）任意事業

福祉ホーム事業

住居を求めている障がい者に、低額な料金で居室その他の設備を提供し、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障がい者の地域生活を支援する事業です。

家庭環境や住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な障がい者に対し、事業所と連携を取りながら、必要な施設を確保していくよう努めます。

訪問入浴サービス事業

重度の在宅身体障がい者に対し、在宅入浴サービスを提供し、在宅生活を支援する事業です。

家庭での入浴が困難で、常時介護を要する重度障がい者等に対し、事業者と連携を取りながら、より快適で安全な入浴サービスの提供に努めます。

日中一時支援事業

日中において監護する人がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がい者等に、日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な負担軽減を図る事業です。

障がい者等の家族の支援及び障がい者の適切な日常的な訓練等が日中受けられるよう、事業者の確保充実に努めます。

障害者虐待防止対策支援事業

障がい者虐待の未然防止や早期発見、虐待を受けた障がい者の迅速かつ適切な保護、養護者に対する適切な支援並びに関係機関又は民間団体との連携を行う事業です。

障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため２４時間３６５日対応の相談窓口設置や関係機関による協力体制の整備を実施します。

【地域生活支援事業のサービス提供量の見込】

区分	サービス名		単位	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
必須事業	理解促進研修・啓発事業		件	０	０	１	１
	自発的活動支援事業		件	０	０	１	１
	相談支援事業		箇所	１	１	１	１
	成年後見制度利用支援事業		箇所	１	１	１	１
	成年後見制度法人後見支援事業		箇所	０	０	０	１
	意思疎通支援事業		人(延べ)	6	6	7	7
	日常生活用具給付事業		件(延べ)	３００	３１０	３２０	３３０
	手話奉仕員養成研修事業		人	3	4	4	5
	移動支援事業		箇所	１０	１０	１０	１０
			人	２８	２８	２９	２９
	地域活動支援センター機能強化事業		箇所	０	０	０	１
			人	０	０	０	１２
任意事業	日常生活支援	福祉ホーム運営補助	箇所	０	０	１	１
			人	０	０	１	１
		訪問入浴サービス	箇所	２	２	２	２
			人	6	6	7	7
		日中一時支援	箇所	１１	１１	１１	１１
			人	9	１０	１１	１２
	権利擁護支援	障害者虐待防止対策支援	箇所	１	１	１	１

※年間の見込量

６．市独自支援事業

（１）事業の基本的考え方

本市では、障害福祉サービスの充実を目指し、独自の支援事業を実施しています。障がい者がより自立した日常生活、社会生活を営むことができるように、今後とも事業を推進していきます。

（２）事業の内容

福祉タクシー事業

自ら移動することが困難な障がい者に対し、福祉タクシー利用券を交付し、タクシー利用料金の一部を助成することにより、社会参加を促進することを目的としています。交付対象者は、市内に住所を有し、一定の条件を満たす障がい者となっています。

配食サービス事業

調理が困難な障がい者に対し、栄養のバランスのとれた食事を、安否確認を兼ね居宅に訪問して提供する配食サービス（自己負担あり）を実施することにより、健康及び生活の質を向上させることを目的としています。対象者は、市内に居住する６５歳未満の在宅の障がい者で、心身及び家庭の事情により調理が困難な障がい者世帯で、かつ一定の条件を満たす障がい者となっています。

内臓機能障害者器具購入費扶助事業

市内に住所を有する人工肛門・人工膀胱の手術を受けた内臓機能障がい者が、身体障害者手帳交付までの期間に日常生活に衛生処理に使用する器具等を購入した費用の一部を援助することにより、精神的・経済的負担を軽減することを目的としています。

自動車運転免許取得・改造助成事業

運転免許取得による障がい者の社会参加と自立更生促進や身体障がい者の自動車の手動装置等の一部を改造することによる身体障がい者の社会参加を促進する事業です。

就労等の社会参加が見込まれる障がい者に対し、積極的に支援を実施します。

地域自殺対策強化事業

自殺者の多くは、様々な社会的要因により心理的・精神的に追い込まれた末の死であり、うつ病等の精神疾患にかかっていると言われています。市では精神保健医療福祉サービスの適切な利用促進のほか、臨床心理士による相談会やゲートキーパー（p32 参照）研修会を実施し、市民のこころの健康づくり、周囲の方による気づき・見守りを促し、自殺予防の強化を図ります。

７．計画の推進体制

（１）関係機関との連携

障がい者にかかわる施策分野は、福祉だけでなく、保健、医療、教育、就労等、多岐にわたっています。障がい福祉係が中心となり、これら庁内関係各部門との連携を図りながら、計画を推進していきます。

また、計画の実施にあたっては、障がい者、障がい者団体、社会福祉協議会、医師会、ボランティア団体、民生委員児童委員等と連携するとともに、施設の広域利用など、近隣市町とも連携を図りながら、十分なサービス提供に努めます。

さらに、障がい者施策については、就労をはじめとして国や県の制度にかかわる分野もたくさんあります。今後とも、国、県の関係各機関との連携を図っていきます。

（２）計画の進行管理体制

本計画の推進にあたっては障がい福祉係が事務局となり、計画の実現に向けてＰＤＣＡサイクル（P34 参照）を導入し毎年計画の進捗状況の把握、点検及び評価を行い、必要に応じて各種施策の見直しを行っていきます。

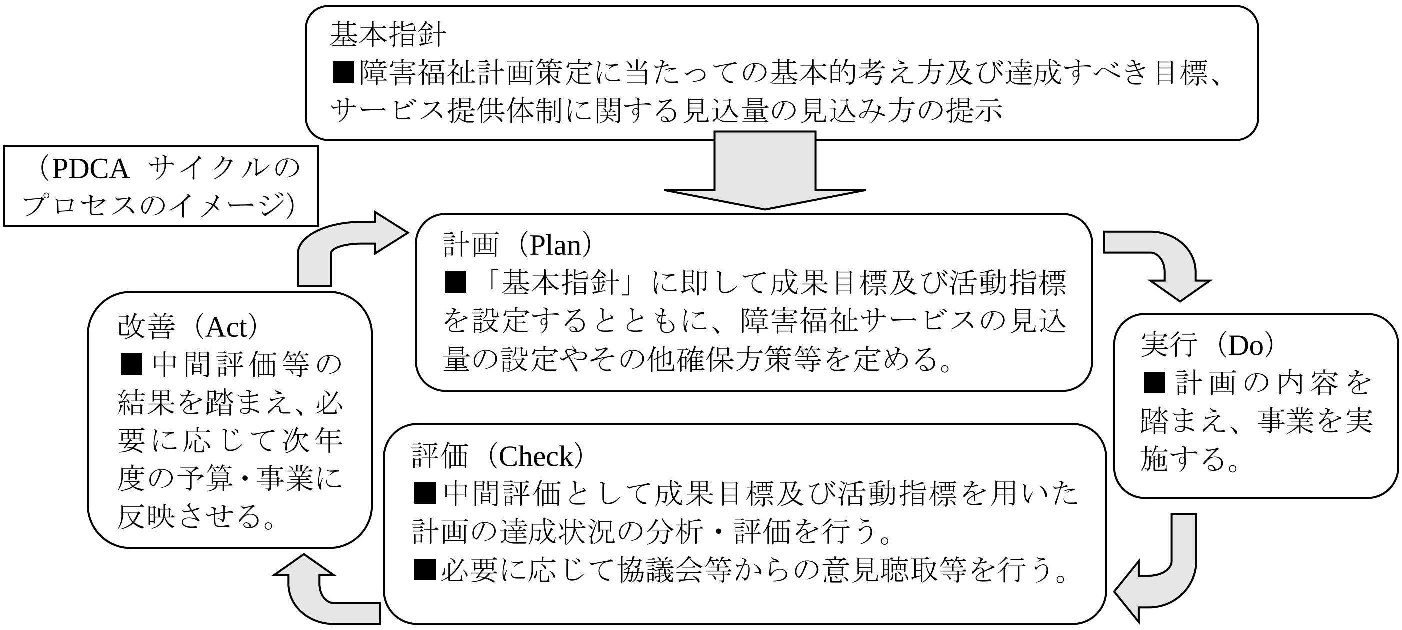

［資料編］

（１）用語集

【か】

●公共職業安定所

職業安定法に基づいて設置される国の行政機関で、職業紹介・職業指導、雇用保険の事務処理など、職業安定法の目的を達成するための業務を無料で行う機関。厚生労働大臣が管轄。職安、職業安定所、ハローワークとも言われている。

●ゲートキーパー

家族・近隣住民・教師・医師など、身近な方が悩んでいる人に気付き、声かけ、話しを聞き、必要な支援につなげ見守る人のことであり、自殺予防における「命の門番」を意味します。

【さ】

●作業療法

農耕・畜産・園芸・手芸・木工などの適当な作業を行うことにより、障がい者の身体運動機能や精神心理機能の改善を目指す治療法のひとつ。リハビリテーションの一環として行われる。

●市民後見人

一般市民による成年後見人。認知症や知的障害などで判断能力が不十分になった人に親族がいない場合に、同じ地域に住む市民が、家庭裁判所から選任され、本人に代わって財産の管理や介護契約などの法律行為を行う。

●社会的障壁

障がい者が社会的生活を営むうえで妨げとなる社会的な制度や慣行。乗降口や出入口の段差等の物理的な障壁や障がいを理由とした免許の取得制限等の制度的障壁、音声案内等の欠如による文化・情報面の障壁、心ない言葉や視線等の意識上の障壁などがある。

●手話通訳者、手話奉仕員

手話通訳者は、都道府県、指定都市及び中核市が実施する手話通訳者養成研修事業において「手話通訳者」として登録された者。手話奉仕員は、市町村が実施する手話奉仕員養成研修等により、聴覚障がい者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待され

る日常会話程度の手話表現技術を習得した者。

●障害支援区分

障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す区分。障がいの程度により区分１から区分６に認定される。

●障害者基本計画

障害者基本法に基づく、障がい者施策の基本的な考え方や施策の方向を定めた障がい者施策の総合的な推進を図るための計画。

●障害者就業・生活支援センター

障がい者の職業的自立を図るために、地域の関係機関と連携しながら、就職に向けた準備や職場に適応・定着するための支援、日常生活や地域生活に関する助言などを行う施設。障害者雇用促進法に基づいて、都道府県知事が指定した社会福祉法人・NPO 法人などが運営する。

●ジョブコーチ（就労援助指導員）制度

障がい者が職場に適応できるよう、ジョブコーチ（就労援助指導員）が職場に出向いて、障がい者が仕事に適応するための支援、人間関係や職場でのコミュニケーションを改善するための支援などを行う。また、支援が終わった後も安心して働き続けられるように、企業の担当者や職場の従業員に対しても、障がいを理解し配慮するための助言などを行う制度。

●身体障がい者

身体障害者福祉法では、①視覚障がい、②聴覚又は平衡機能の障がい、③音声機能・言語又はそしゃく機能の障がい、④肢体不自由、⑤心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸又は小腸の機能障がい、⑥ヒト免疫不全ウィルスによる免疫機能障がいがある 18 歳以上の者であって、県知事から身体障害者手帳の交付を受けた者をいう。障がいの程度により１級から６級に認定される。

●身体障害者手帳

身体障害者福祉法に基づき交付され、同法に規定する更生援護を受けることができる者であることを確認する証票。対象となる障がいは、①視覚障がい、②聴覚又は平衡機能の障がい、③音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい、④肢体不自由、⑤内部機能障がい（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸の機能障がい）で、障がいの程度により１級から６級の等級が記載される。

●精神障がい者

統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障がい、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。

●精神障害者保健福祉手帳

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、都道府県知事が精神障がいの状態にあると認めた者に交付する手帳。１級から３級に区分される。

●成年後見制度

判断能力が十分ではない知的障がい者、精神障がい者等を保護するため、家庭裁判所の審判に基づき成年後見人、保佐人、補助人等から援助を受ける制度。

【た】

●知的障がい者

知的機能の障がいが発達期（おおむね 18 歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、なんらかの特別な援助を必要とする状態にある人。

●特別支援学校

学校教育法で規定された心身障がい児を対象とする学校。視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者または病弱者（身体虚弱者を含む）に対し、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上または生活上の困難を克服し自立をはかるために必要な知識技能を授けることを目的とする。

【な】

●難病患者

パーキンソン病や重症筋無力症など、原因不明で治療法未確立、後遺症を残す恐れの多い疾病に罹患した者をさす。経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護などに著しく人手を要するため、家族の負担が重く、精神的にも負担が大きいとされている。

【は】

●発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

●バリアフリー[barrier free]

障がい者が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となる段差などの物質的障壁や社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去を行うこと。

●ピアサポート〔peer support〕

ピアとは「仲間」「対等」という意味で、同じような立場の人によるサポートや同じような課題に直面する人同士がたがいに支えあうこと。

●PDCA サイクル

PDCA は、plan-do-check-act の略語で、生産・品質などの管理を円滑に進めるための業務管理手法のひとつ。①業務の計画（plan）を立て、②計画に基づいて業務を実行（do）し、③実行した業務を評価（check）し、④改善（act）が必要な部分はないか検討し、次の計画策定に役立てる。

●法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、一般民間企業、特殊法人、国、地方公共団体の機関について、その雇用している労働者中に占める障がい者の割合が一定率以上でなければならないとされる雇用率のこと。

【も】

●モニタリング〔monitoring〕

対象者のサービス計画に照らして状況把握を行い、決められたサービスや支援が約束どおり提供されているかどうか、また現在の状況に合っているか確認をすること。

【や】

●ユニバーサルデザイン〔universal design〕

障がいの有無等にかかわらず、誰にでも使いやすい施設、製品、情報をデザインすること。

【ら】

●理学療法

治療体操や運動、マッサージ・電気刺激・温熱などの物理的手段を用いて、運動機能の回復を目的とした治療法。物理療法。

●リハビリテーション〔rehabilitation〕

語源的には、re（再び）habil（適する）が合体したもので、「再び適したものにすること」を意味する。人権の視点に立って、障がい者の可能な限りの自立と社会参加を促進するための方法。医学的・職業的・社会的・心理的リハビリテーションが、個々別々に実施されるのではなく、総合的・体系的な全人間的アプローチとして実施されることにより、障がい者のライフステージの全ての段階において、全人間的復権が達成されるという概念。

●療育

障がいをもつ子供が社会的に自立することを目的として行われる医療と保育。

●療育手帳

児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された者に対して療育手帳を交付することにより、知的障がい児(者)に対する一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援護措置を受けやすくすることを目的とした制度。

（２）障害者総合支援法（抜粋）

（市町村障害福祉計画）

第８８条　市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

２　市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

（１）　障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項

（２）　各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

（３）　地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

３　市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

（１）　前項第２号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

（２）　前項第２号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第３号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

４　市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数、その障害の状況その他の事情を勘案して作成されなければならない。

５　市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。

６　市町村障害福祉計画は、障害者基本法第１１条第３項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第１０７条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

７　市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

８　市町村は、第８９条の３第１項に規定する協議会（以下この項及び第８９条第６項において「協議会」という。）を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合に

おいて、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

９　障害者基本法第３６条第４項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かなければならない。

１０　市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第２項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。

１１　市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

（３）児童福祉法（抜粋）

（市町村障害児福祉計画）

第３３条の２０　市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

２　市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

（１）　障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項

（２）　各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

３　市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

（１）　前項第２号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

（２）　前項第２号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

４　市町村障害児福祉計画は、当該市町村の区域における障害児の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。

５　市町村は、当該市町村の区域における障害児の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害児福祉計画を作成するよう努めるものとする。

６　市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第８８条第１項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

７　市町村障害児福祉計画は、障害者基本法（昭和４５年法律第８４号）第１１条第３項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第１０７条第１項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であつて障害児の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでな

ければならない。

８　市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

９　市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第８９条の３第１項に規定する協議会を設置したときは、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、当該協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

１０　障害者基本法第３６条第４項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かなければならない。

１１　市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第２項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。

１２　市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

（４）身体・知的・精神障がい者　手帳所持者数

	H24.3月末	H25.3月末	H26.3月末	H27.3月末	H28.3月末	H29.3月末
身体	1,692	1,736	1,763	1,759	1,766	1,800
知的	275	258	272	296	309	329
精神	115	127	116	118	127	141
計	2,082	2,121	2,151	2,173	2,202	2,270

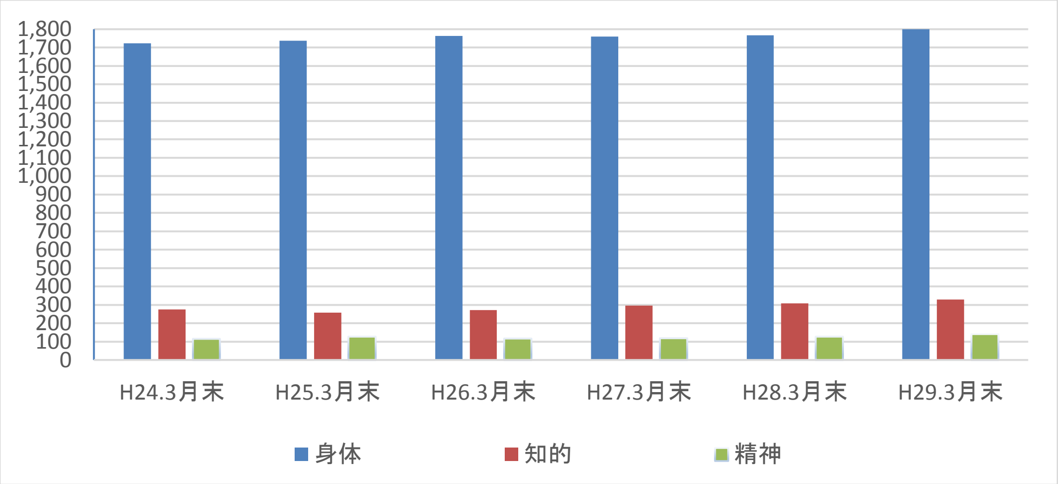

（５）鹿島市内の障害福祉サービス事業所数
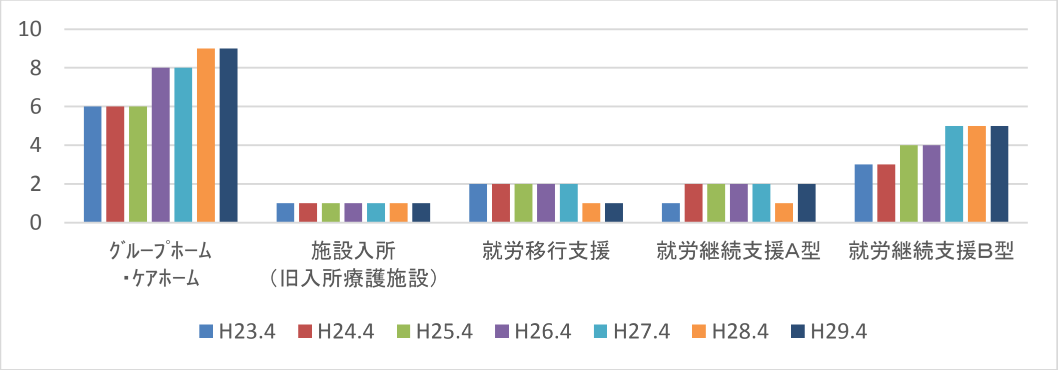
施設数	ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ・ｹｱﾎｰﾑ	施設入所（旧入所療護施設）	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	計
H23.4	6	1	2	1	3	13
H24.4	6	1	2	2	3	14
H25.4	6	1	2	2	4	15
H26.4	8	1	2	2	4	17
H27.4	8	1	2	2	5	18
H28.4	9	1	1	1	5	17
H29.4	9	1	1	2	5	18
計	52	7	12	12	29	112